

ルールを 守ってご利用を!!

道路は みんなの 公共施設です

道路は市民の大切な財産です。いうまでもなく公平に使われなければなりません。

また、道路の構造保全や円滑な交通確保などを阻害することがあってはなりません。

そこで、道路法では道路の上空又は地下であっても特定の人が「継続して道路を使用しようとする場合においては、道路の占用許可を受けなければならない。」と定められており、道路管理者の許可なく道路上に物件を設置することは、不法占用となります。

違法となる行為

次の行為などは道路法に違反する行為（不法占用）となります。これらの行為は、街の景観を損ねるだけでなく、通行の妨げとなり大変危険です。

市では、近隣の皆さんからの通報のほか、定期的なパトロールを実施し悪質な場合は指導をすることとなりますが、道路は市民の皆さんの財産でもあることを十分に考慮し、該当する場合には自主的な改善をお願いします。

- ◎電柱や街路樹にポスターやチラシを張ったり、許可無く看板を置いている。
- ◎道路上に樹木の枝葉がとび出している状態を放置している。
- ◎ブランターや商品を常時置いている。
- ◎その他道路の交通、特に歩行者の通行を妨げるような物件を設置している。



問い合わせ 管理課
☎65-0722 FAX63-4601

●インフルエンザの症状は？

突然の高熱、頭痛、関節痛などで、喉の痛み、咳、鼻水も見られます。普通の風邪に比べて全身症状が強いのが特徴です。

●インフルエンザは どうやってうつるの？

インフルエンザウイルスは、インフルエンザにかかった人が咳やくしゃみなどをすることによって、ウイルスが空気中に広がり、それを吸い込むことで感染する場合と、床などに落ちたウイルスがほこりとともに舞い上がって空気中にたまり、それを吸い込むことによって感染する場合とがあります。

す。重症になると肺炎併症（気管支炎や肺炎など）を起すことがあります。

●インフルエンザに かからないためには……

- *うがい・手洗いをこまめにしましょう。
- *身体をあたため、栄養をしっかりととりましょう。
- *ウイルスを避けるために、流行時にはできるだけ人込みに行かない、人が多く集まる場所を避ける、マスクをする。
- また、かかったら人に感染させないためにもマスクをしましょう。
- *予防接種を接種しておく、かかっても重症になりにくいと言われています。

●予防接種について

特に、肺炎や気管支炎などの合併症を起こしやすい幼児や、65歳以上の高齢の方に予防接種が勧められています。予防接種後、実際に効果を発揮するまでに1〜2週間かかり、接種後3か月経つ頃からは低下してきます。流行のピークはだいたい1〜3月に来ると言われていますので、まだ接種を受けていない方は年内に済まされることをおすすめします。

●インフルエンザにかかったかな？と思ったら

早く治すには無理をしないことが大切です。軽く考えずに早めに医師に診てもらいましょう。

インフルエンザに感染しないために

早く治すための4か条

- 1、とにかく安静
- 2、水分を十分にとる
- 3、食事は消化の良い温かいものをとる
- 4、保温も大切

問い合わせ

健康推進課

☎65-0704
FAX 63-4591